

令和6年度

第45回熊本県トラック協会近代化基金融資推薦申込み公募要綱

1. 近代化・合理化に係る融資

- 公募融資枠 5億円
- 公募期間 毎年4月1日～翌年3月末日（但し3月中の申込み分は翌年度になります。）
※通常総会後の6月中旬より正式に受付開始いたします。
- 融資対象者 （公社）熊本県トラック協会に加入している貨物自動車運送事業者およびその共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者）であって商工組合中央金庫と取引資格のあるもの。
また、会員が所属する組合を通じて商工中金から融資を受ける「転貸方式」も利用できます。
- 融資対象事業
 - 1 トラックターミナル、配送センター等の物流施設（車庫、営業所等含む）の整備に要する資金
 - ア. 近代化・合理化のための事務機器等の設備購入に資するもの。
 - イ. 設備の補修・改修に要するもの。
 - 2 人材確保及び生産性向上のための設備資金
 - ア. 福利厚生施設の整備に要するもの【男女別施設（トイレ・更衣室・休憩室を含む）】
 - イ. 荷役機械（パワーゲートの設置を含む。）購入に要するもの。
 - 3 車両等の購入（代替を含む。）及び車両の改造に要する資金（車両購入の場合車両の登録諸費用は対象外。消費税は対象とする。）
- 融資条件
 - 1 融資限度 個別企業体・共同体ともに3,000万円
 - 2 貸出利率 取扱金融機関の所定利率による。
 - 3 償還期間 10年以内、但し法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内とする。（車両については5年以内）
 - 4 償還日 8日、18日、28日の中から申込人が選択して定めること。
 - 5 据置期間 償還期日のうち6ヵ月以内。
 - 6 担保、保証人 取扱金融機関の定めるところによる。
 - 7 再融資の制限 個別企業体、共同体ともに再度この融資を受けようとする場合は、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還されており、再融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内で申込みができる。
- 利子補給率 この制度融資の借入者に対し、（公社）熊本県トラック協会は次の補給率により利子補給を行うものとする。

借入者	共同体及び個別企業体
利子補給率	年0.5%

低公害車および省エネ関連機器導入に係る融資の特例

- (1) 低公害車(CNG・ハイブリッド車)および省エネ関連機器導入に係る融資の利子補給については、
3. 基金業務の運営方法(3) 利子補給の方法にかかわらず、基金運用益のほか、利子補給助成金等により次のとおり行うものとする。 利子補給率 年0.5%

(2) 前項の低公害車(CNG・ハイブリッド車)に適合する車検証(写)または省エネ関連機器の売買契約書(写)を添付すること。

- **取扱金融機関** 商工組合中央金庫熊本支店及び同金庫の代理店(熊本県信用組合の本支店、九州幸銀信用組合の本支店)
- **申込先** (公社)熊本県トラック協会 熊本市東区東町4丁目6-2 TEL(096)369-3968
- **申込方法** 所定の申込書により公募期間満了日までに到達するよう申込むこと。
- **融資決定通知** 金融機関宛融資推薦後2ヵ月以内
- **融資枠の制限** 融資推薦申込み総額が融資総枠を上回った場合は枠内にて制限し、推薦決定を行う。
- **その他** この要綱に定めのない事項は(公社)熊本県トラック協会制定の近代化基金運営要領の定めるところによる。

申込手続き等の手引

- **申込書および添付書類** 申込書およびこの添付書類は様式が定められており、この用紙はトラック協会ホームページ及び助成事業の冊子中に掲載しております。記入方法がわからないときは協会事務局にお問合せ下さい。
- **農地転用許可申請書
建築許可申請書** 申込書には、土地購入の場合は農業委員会提出の農地転用許可申請書並びに添付書類の写、建物の場合は建築許可申請書の写、機械車両の場合は見積書を提出していただきますので早めに準備して下さい。
- **商工中金あて借入申込** 融資推薦決定通知を受けた方は同通知書写を添えて直ちに商工中金に借入申込みを行って下さい。申込用紙は商工中金で受領し、その指示により作成して下さい。
- **商工中金あて提出書類** 商工中金に対する借入申込書添付書類は、概ね次のとおりです。あらかじめ準備しておくことが肝要です。
 - ① 企業要項
 - ② 決算書2期分(但し、最近の決算書については科目明細書添付)
 - ③ 試算表・・・決算日以降4ヶ月以上の場合のみ。
 - ④ 免許状(写)又は許可書(写)
 - ⑤ 金融取引状況表(決算時点又は試算表時点)
 - ⑥ 精算・仕入・販売表
 - ⑦ 保証人調査表
 - ⑧ 購入見積書・事業計画書
- **利子補給の方法** 取扱金融機関の所定利率から利子補給率を差引いた利率(低利率)による融資が行われることとなります。
- **設備完成報告** 設備が完成(購入)したときは所定様式により速やかにその報告書を提出して下さい。
- **ご不明の点は、お気軽に協会事務局にお尋ね下さい。**